

桐生市立図書館整備基本構想・基本計画策定検討委員会 会議公開取扱内規

1. 目的

この内規は、桐生市情報公開条例第 7 条及び桐生市立図書館整備基本構想・基本計画策定検討委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 6 条の規定を踏まえ、同委員会の会議を非公開とする場合の基準及び手続きを定め、会議運営の透明性と情報管理の適正化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本内規は、桐生市立図書館整備基本構想・基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の会議に適用する。

3. 非公開会議の判断基準

- (1) 委員会の会議は、設置要綱第 6 条第 4 項により原則非公開とする。
- (2) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。（桐生市情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号）

4. 委員名簿の公開

委員会の委員名簿は、公開するものとする。

5. 議事録の取扱い

会議内容については、要約または議事録の一部を作成し、市民の理解促進のため適宜公開するものとする。

附則

- 1 この内規は、令和 8 年 7 月 14 日から適用する。
- 2 この内規の改正は、委員会の委員の過半数の賛成をもって行うことができる。